産業実態調査（製造業・商業）業務委託仕様書

（適用範囲）
第１条　本仕様書は、豊田市（以下「甲」という。）の実施する「産業実態調査（製造業・商業）業務委託」（以下「本委託」という。）に適用する。

（業務計画書等）
第２条　契約者（以下「乙」という。）は、業務着手に先立ち業務計画書を提出し、甲の承認を受けるものとする。また、業務の進捗状況について随時甲に報告を行うものとする。

（業務期間）
第３条　契約締結日の翌日から、令和６年３月１５日とする。

（貸与資料）
第４条　本委託の実施に必要な資料は甲が乙に貸与する。

（管理等）
第５条　本委託の実施にあたり、下記のことを遵守すること。
（１）乙は、本業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、契約完了後においても第三者に漏らしてはならない。
（２）貸与された資料は、本委託以外に利用できないものとする。
（３）本業務により得た資料は、甲の許可なく他に利用できないものとする。
（４）貸与された資料は本委託完了後、速やかに甲に返却するものとする。
（５）本業務完了後といえども、乙の過失等に起因する不良箇所及び誤りが発見された場合は直ちに訂正補正等の処理をするものとする。
（６）著作権をはじめ本業務の成果品における一切の権利は、甲に帰属する。
（７）本業務にあたり使用する図表、データ、イラスト、写真などの著作権・使用権等の権利は、乙にて許可を得ること。また、その一切の責任を負うこと。
（８）乙は、業務の全部を一括して又はこの業務における主たる部分である各調査の調査方法の提案及び調査の企画・検討並びに次期豊田市産業振興プラン及び次期豊田市商業活性化プランの骨子作成を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
（９）乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、事前に委託業務再委託承認願により甲の承認を得なければならない。
（１０）甲は、前項の届出について、その再委託が不適当と認めるときは、乙に

対しその再委託を承認しないものとする。

（損害賠償）

第６条　本委託の実施にあたり、第三者に損害等を与えた場合及びその他問題は、すべて乙の責任において解決し、これらに係る費用はすべて、乙が負担するものとする。

（検　査）

第７条　甲は、各作業工程において必要に応じて随時検査を行い､不備等のある箇所については必要な指示を乙に与えることができる。その結果訂正等の指示を受けたときは、乙はその指示に従い速やかに訂正するものとする。

（疑　義）

第８条　本委託の実施にあたり疑義が生じた場合、乙は甲の指示に従い業務を進めるものとする。

（業　務）

第９条　本委託は、上位計画及び関連する計画等との整合に留意しつつ、下記内容に従い施行するものとする。

１　業務目的

この委託は、豊田市産業振興プラン及び豊田市商業活性化プランの基礎資料を得るために、豊田市内の製造業・商業分野における事業者や企業等の実態把握調査の実施、調査結果の分析、課題の抽出、施策の提案等の業務を委託するものである。

２　業務内容

（１）豊田市ものづくり中小企業者基礎調査

ア　調査方法の提案

・甲が実施する「豊田市ものづくり中小企業者基礎調査」において、調査に回答することで、事業者が自社の状況や利用ができる施策が分かるような相互作用的な調査方法、業務効率や回答率向上等のためのデジタル化について検討し、提案する。

イ　データ入力

・甲が実施する「豊田市ものづくり中小企業者基礎調査」の調査結果を

オープンデータとして活用することを考慮した様式で入力する。

ウ　集計・分析

・クロス集計、過年度調査との比較分析を含む。

（２）市民アンケート調査

市民の就労に関する意向や課題及び消費活動の実態やニーズ等を把握するためのアンケート調査を企画、実施する。

ア　調査計画

・調査するにあたって計画を立案する。なお、業務効率や回答率向上等のためのデジタル化について検討すること。

イ　調査対象の選定・抽出

・調査対象の抽出及び宛名シール作成は甲が行う。

・調査対象は 10 代～70 代の 3,000 名程度を想定。

ウ　調査票作成

・甲が提供する過去に実施したアンケートや甲が指示する計画等を踏まえつつ、調査項目を精査及び追加し、調査票を作成する。

・A4・８ページ程度を予定

エ　調査関係書類（依頼状、封筒など）の作成及び封入・封緘

・調査に必要な封筒（発送用・返信用）は乙が用意する。

オ　調査票の配布・回収

・発送・回収に係る費用は委託費に含む

カ　調査票の督促・整理・点検等

・回収率は 35%以上を目標とし、全世代の回収率に差異が無いようにする。

キ　調査票の整理・点検・確認作業

ク　データ入力

・オープンデータとして活用することを考慮した様式で入力する。

ケ　集計・分析

・クロス集計、過年度調査との比較分析を含む。

（３）商業者アンケート調査

商業・サービス事業者の業況及び経営意向、経営課題等を把握するためのアンケート調査を企画、実施する。

ア　調査計画

・調査するにあたって計画を立案する。なお、業務効率や回答率向上等のためのデジタル化について検討すること。

イ　調査対象商業者の選定・抽出

・経済センサスデータを活用。データの取得は甲が行うが、抽出は乙が行う。

・調査対象は 1,000 件程度を想定

ウ　調査票作成

・甲が提供する過去に実施したアンケートや甲が指示する計画等を踏まえつつ、調査項目を精査及び追加し、調査票を作成する。

・A4・8 ページ程度を予定

エ　調査関係書類（依頼状、封筒など）の作成及び封入・封緘

・調査に必要な封筒（発送用・返信用）は乙が用意する。

オ　調査票の配布・回収

・発送・回収に係る費用は委託費に含む。

カ　調査票の督促・整理・点検等

・回収率は 35%以上を目標とする。

キ　調査票の整理・点検・確認作業

ク　データ入力

・オープンデータとして活用することを考慮した様式で入力する。

ケ　集計・分析

・クロス集計、過年度調査との比較分析を含む。

（４）事業所等へのヒアリング調査

①　企業・関係団体へのヒアリングの実施

ア　ヒアリングシートの作成

イ　ヒアリングの実施

・ヒアリング対象は 15 件程度を想定

ウ　ヒアリング内容のとりまとめ

②　商業者へのヒアリングの実施

ア　ヒアリング対象者の選定・抽出

・ヒアリング対象は 10 件程度を想定

イ　ヒアリングシートの作成

ウ　ヒアリングの実施

エ　ヒアリング内容のとりまとめ

（５）次期豊田市産業振興プランの骨子作成

ア　社会経済動向の変化や影響・課題の整理

ａ　各種統計データや既存資料等により、本市の産業・雇用環境等に係る

基礎的なデータを収集し、整理する。

b　上記（５）アａ及び「豊田市産業振興プラン 2021～2024」の実績に基づき、次期プラン策定に向けての問題点、課題の抽出を行う。

イ　分析及び調査報告書の作成

上記（１）、（２）、（４）①の調査結果を分析し、調査報告書を作成する。

ウ　施策の提案

a　他市の先行事例を調査する。

b　上記（５）ア及びイを踏まえ、2030 年から 2040 年頃の社会経済を展望しつつ、社会経済動向の変化や当該変化が本市に与える影響・課題について整理する。

c　上記（５）ア、イ、ウａ及びｂ、次期総合計画等その他甲が指示する計画等の内容を踏まえ、施策を提案する。

エ　次期豊田市産業振興プランの骨子作成

上記（５）アからウ及び次期総合計画等その他甲が指示する計画等の内容を踏まえ、次期豊田市産業振興プランの骨子を作成する。

（６）次期豊田市商業活性化プランの骨子作成

ア　社会経済動向の変化や影響・課題の整理

a　各種統計データや既存資料等により、本市の商業・消費行動の現状及び変化等に係る基礎的なデータを収集し、整理する。

b　上記（６）アａ及び「豊田市商業活性化プラン 2021～2024」の実績及び甲の施策概要に基づき、次期プラン策定に向けての問題点、課題の抽出を行う。

イ　分析及び調査報告書の作成

上記（２）、（３）、（４）②の調査結果を分析し、調査報告書を作成する。

ウ　施策の提案

a　他市の先行事例を調査する。

b　上記（６）ア及びイを踏まえ、2030 年から 2040 年頃の社会経済を展望しつつ、社会経済動向の変化や当該変化が本市に与える影響・課題について整理する。

c　上記（６）ア、イ、ウａ及びｂ、次期総合計画等その他甲が指示する計画等の内容を踏まえ、施策を提案する。

エ　次期豊田市商業活性化プランの骨子作成

上記（６）アからウ、甲が指定するテーマ及び次期総合計画等その他甲が指示する計画等の内容を踏まえ、次期豊田市商業活性化プランの骨子を作成する。

（７）産業振興委員会への参加及び意見聴取

豊田市産業振興委員会において、乙は豊田市産業振興プラン策定に関する協議等で使用する会議資料を作成する。また、乙は本委員会に参加し、意見を聞くとともに、その要点を記録し、協議内容の取りまとめを行うものとする。

（８）商業振興委員会への参加及び意見聴取

豊田市商業振興委員会において、乙は豊田市商業活性化プラン策定に関する協議等で使用する会議資料を作成する。また、乙は本委員会に参加し、意見を聞くとともに、その要点を記録し、協議内容の取りまとめを行うものとする。

５　打合せ協議

打合せは、業務着手時、調査実施前、調査結果の分析・課題の抽出前、施策の提案前、中間報告時及び成果品納入時での実施を基本とし、必要に応じて実施すること。なお、打合せには、業務担当責任者が必ず出席し、要点を記録し、甲の了解を得るものとする。

６　実施スケジュール（予定）

時期	内容
契約～7 月上旬	「豊田市ものづくり中小企業者基礎調査」の調査方法の提案
７月上旬～８月上旬	市民・商業者アンケート調査票の完成
８月中旬～８月下旬	市民・商業者アンケート調査票の発送、督促、回収
９月中旬	速報版の提出（市民・商業者アンケート及び「豊田市ものづくり中小企業者基礎調査」それぞれ）
～１１月末	ヒアリング調査の実施
～１２月末	中間報告書の提出
～２月末	成果品の提出

（成果品の取り扱い）

第１０条　成果品はすべて甲の所有とし、甲の承諾なく他に公表、貸与又は使用してはならない。

（成果品及び提出先）

第１１条　本委託の成果品及び提出先は次のとおりとする。

1　成果品
（１）速報版（電子データ）
・市民・商業者アンケート及び「豊田市ものづくり中小企業者基礎調査」の速報版をそれぞれ作成する。
・提出時期は９月中旬頃とする
（２）次期豊田市産業振興プランの骨子作成に係る成果品
ア　中間報告書（電子データ）
・提出時期は１２月末とし、市民アンケート結果、ヒアリング調査結果、「豊田市ものづくり中小企業者基礎調査」結果、影響・課題の整理及び分析を含めて報告すること。
イ　調査報告書全編　20 部（A4 規格，一部カラー）
ウ　調査報告書概要版　20 部（A3 規格，両面印刷２枚程度，フルカラー）
エ　次期豊田市産業振興プランの骨子　20 部
（A3 規格、両面印刷２枚程度、フルカラー）
オ　上記成果品に係る電子データ（ＣＤ－ＲＯＭ 等で納品）
カ　その他甲が必要とするもの

（３）次期豊田市商業活性化プランの骨子作成に係る成果品
ア　中間報告書（電子データ）
・提出時期は１２月末とし、市民・商業者アンケート結果、ヒアリング調査結果、影響・課題の整理及び分析を含めて報告すること。
イ　調査報告書全編　20 部（A4 規格、一部カラー）
ウ　調査報告書概要版　20 部（A3 規格、両面印刷２枚程度、フルカラー）
エ　次期豊田市商業活性化プランの骨子　20 部
（A3 規格、両面印刷２枚程度、フルカラー）
オ　上記成果品に係る電子データ（ＣＤ－ＲＯＭ 等で納品）
カ　その他甲が必要とするもの

※電子データはマイクロソフト Word 及び Excel、PDF 等で作成する。
※調査報告書の内容については甲、乙協議の上決定するものとする。

2　提出先
豊田市 産業部 商業観光課

（個人情報の複写、複製の特記）
第１２条　この業務に必要な場合に限り、個人情報の複写複製及びデータ化を

行うことを承認する。ただし、契約約款及び「個人情報保護に関する特記事項」を遵守すること。

（協議）

第１３条　この仕様書に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合には、その都度、甲乙協議の上で決定する。